

中小企業の知的財産活用に向けた取り組み

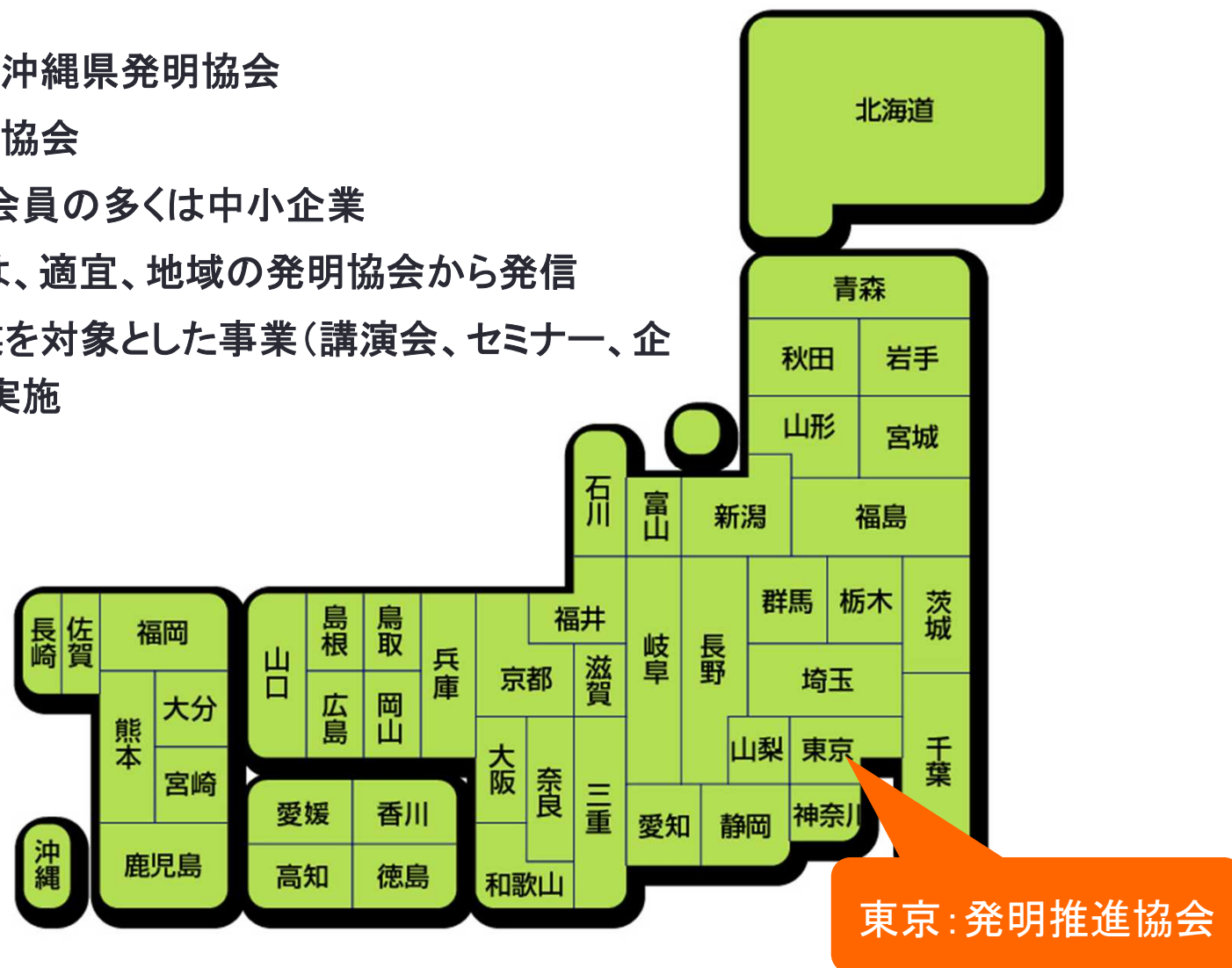
発明推進協会

1. 全国各地域の発明協会と発明推進協会

北海道発明協会 ～ 沖縄県発明協会

全国46道府県に発明協会

- ◆地域の発明協会の会員の多くは中小企業
- ◆知財に関する情報は、適宜、地域の発明協会から発信
- ◆地域ごとに地元企業を対象とした事業（講演会、セミナー、企業見学会 等々）を実施



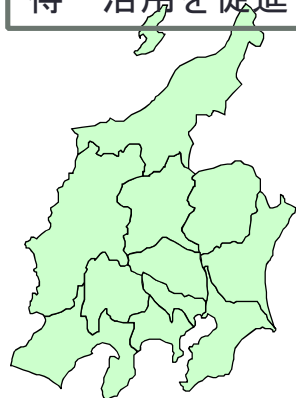
2. 中小企業を対象とした取り組み

- 知財総合支援窓口
- 関東における知財セミナー事業
- 知財人材の育成に関する事業
- 知的財産に係る各種のサービス
- 公益社団法人発明協会における発明表彰事業

3. 関東経済産業局請負事業 戦略的知財マネジメント促進事業(通称:タグボート事業)の概要について

【事業目的】

関東経済産業局管内の一都十県において、中小企業の経営者、開発者、知的財産担当者等を対象に、知的財産権制度の普及啓発を図り、中小企業等の知的財産の保護活用を促進するため、**都県、政令指定都市及び関係機関等と連携しながら**、「気づきの場」及び「アドバイスの場」を提供し、知的財産権の取得・活用を促進する。



ポイント①

自治体の要望を取り入れてセミナー等を企画することで、各地域の実情・ニーズに即したセミナーを開催。

＜連携先自治体＞

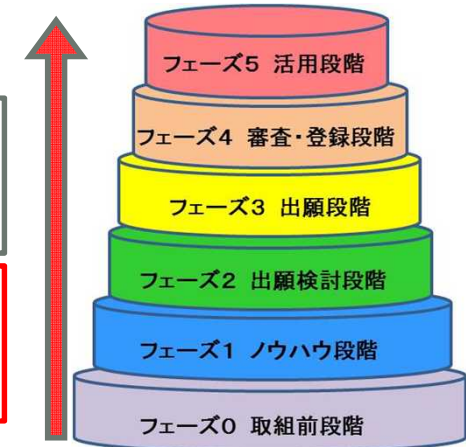
県庁・政令市：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県・さいたま市、千葉県・千葉市、神奈川県・横浜市・川崎市、相模原市、新潟県・新潟市、山梨県、長野県、静岡県・静岡市

【事業コンセプト】

下位のフェーズのセミナーから、上位のフェーズのセミナーへ対象者を誘導できるよう、開催内容及び開催順等の構成を提案し、関東経済産業局、自治体等と協議をした上でメニューを決定する。

ポイント②

フェーズに基づいたメニューを設定することで、参加者の継続的なセミナー受講を促しつつ、具体的なレベルアップを図る。



◎タグボート事業とは

上記2つのポイントを踏まえ、大型のタンカーを引くタグボートのイメージで、多くの知財人材をこの事業で引っ張り、誘導していくことを目標として実施している。

戦略的知財マネジメント促進事業開催実績

【開催実績】

平成23年度 61回 1,791人(うち継続参加者268人)
平成24年度 65回 1,556人(うち継続参加者212人)
平成25年度 52回 1,573人(うち継続参加者169人)

<講師>

弁理士、弁護士、企業の知財担当者、等

<開催形式>

テーマや講義内容に応じて、主に次の2つの形式にて開催。

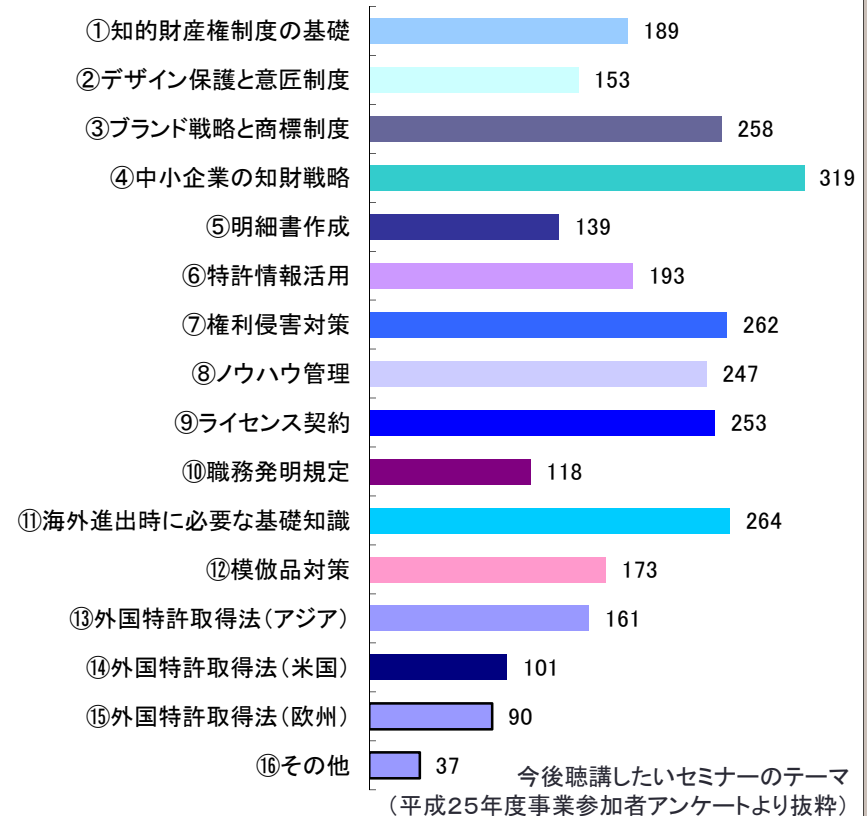
- 30～40名規模のセミナー形式
- 少人数のワークショップ形式

<平成25年度 開催テーマ例>

- 知的財産制度の基礎
- 中小企業の知財戦略
- 海外進出における知財・外国出願
- ノウハウ管理
- 特許明細書作成
- 権利侵害対策
- 特許情報活用・検索
- 意匠制度とデザイン活用
- 商標制度とブランド戦略
- コンテンツ活用

【要望】

<参加者からの要望>



ボトムアップの要望に対する取り組みとして

平成24年度

ボーディングセミナー（計10回）

タグボート事業のセミナーに参加する前段階にある、知財への取り組みをまだ行っていない中小企業に対し、企業経営に役立つ知的財産の役割を紹介し、今後の積極的な取り組みを促すことを狙いとしています。

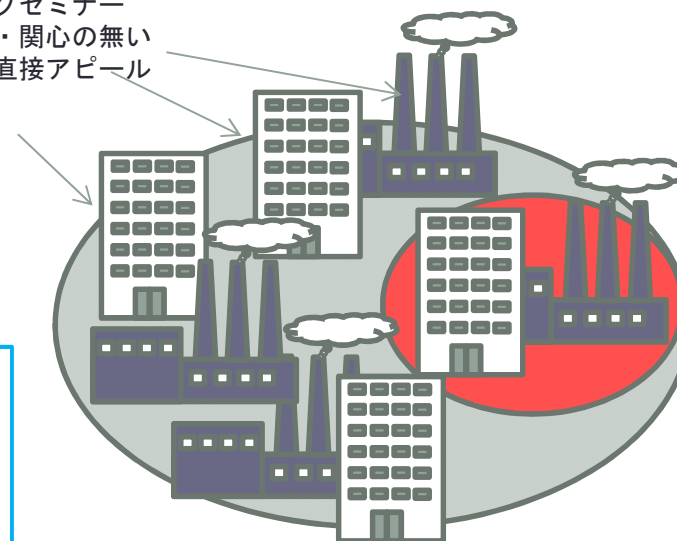
<参加者のコメント>

- ・今まで、「自社の技術などを守るもの」というイメージしかありませんでしたが、会社を元気にするためのあらゆる場面、視点で有効だということが分かりました。
- ・知的財産のイメージを大きく変えさせて頂きました。この話しを入門としてもっともっと勉強してみたいと強く感じました。

◎ボーディングセミナーとは

本事業の通称「タグボート事業」にあやかり、これから知財活動を始める中小企業を、これから乗船する乗客に見立て、「boarding（乗船する）」セミナーと称している。

ボーディングセミナー
知財に興味・関心の無い
中小企業へ直接アピール



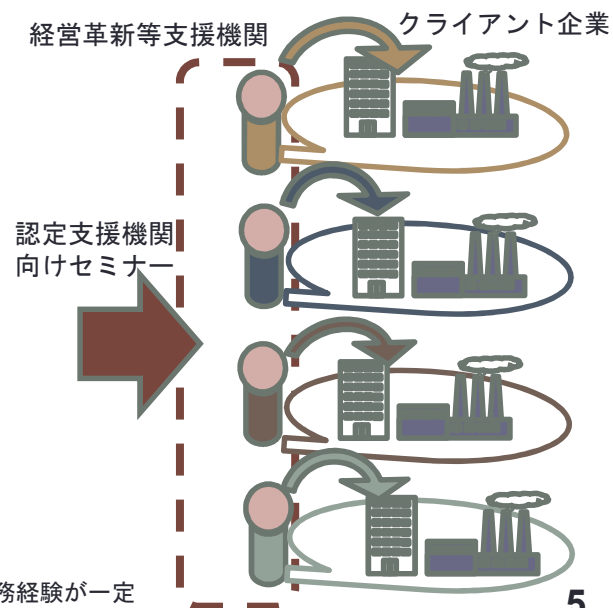
平成25年度

認定支援機関向けセミナー（計11回）

中小企業庁の認定する「経営革新等支援機関（※）」を対象に、企業経営における知的財産の役割を紹介することで、中小企業の経営支援活動に活かしてもらうと共に、その経営支援活動において、間接的に、知財に興味・関心の無い中小企業にも、知財の重要性に対する意識が根付いていく波及効果を狙いとしています。

<参加者のコメント>

- ・中小企業にはあまり必要とされないものだと特許についての考え方を持っていましたが、中小企業こそ知的財産を守っていく必要があるのだと思いました。
- ・中小企業の事例ならびに現状、現場を踏まえての内容であり、今後の支援活動に大いに参考になると思う。



※「中小企業経営力強化支援法」に基づき認定される税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等。

4. 知財人材の育成に関する事業

- (1) 知的財産権研修 本科コース
長期間にわたり一貫したプログラムで知的財産権制度について体系的に研修する。
 - ・リーガルコース(法律コース) 22日間
 - ・プラクティスコース(実務コース) 22日間
- (2) 公開講座
特定のテーマについて、受講レベルに応じて短期間(1日～2日間)で開催
※研修・講座は有料。一部無料講座も実施。

5. 知的財産に係る各種のサービス

- 企業等の依頼を受けて、知的財産に係る各種のサービスを提供
 - 先行技術調査、特許マップの作成、翻訳、出前研修 等々

6. 公益社団法人発明協会における発明表彰事業

- (1) 地方発明表彰

全国を8つのブロックに分けて、各地域で優れた発明考案を顕彰

- (2) 全国発明表彰

第1表彰区分と第2表彰区分に分けて実施

- ① 第1表彰区分

- ・・・優れた発明考案で顕著な実施効果を挙げている。

- ② 第2表彰区分

- ・・・登録後間もない発明考案が対象

- (H17年度～) 中小・ベンチャー企業、大学、
公設試験研究機関の発明考案が対象

7. 知財総合支援窓口における中小企業支援の課題 ※本研究会の検討課題(論点)第2項

(1) 各委員・所属団体の立場から課題をどうとらえているか？

- ① 知財活動を幅広く普及・啓発することは基本的使命であり、知財総合支援窓口では、先ず中小企業の相談内容に対応して、知財面で支援できることを速やかに支援する。
- ② その上で、知的財産支援が中小企業の事業を促進するか（中小企業の事業に貢献するか）を、確認しながら支援する。
- ③ 未だ充分ではなく今後強化すべき課題であるが、中小企業の経営戦略に知財戦略面から支援に取り組む。

(2) 重点的又は早急に解決を目指すべき課題は何か？

- ・ 課題の1つとして、中小企業の知財活動を支援できる「人材」の確保又は体制の構築がある。
- ① 知財専門家であって、かつ知財の活用面（新製品開発やマーケティング等）に明るい企業OBの確保が望まれる。
- ② または、知財総合支援窓口の窓口担当者、外部専門家及び地域連携機関との調整を図りつつ、各々の力を引き出し、以て、支援対象企業にとって有効な支援策を策定し、実施に移すことができるコンダクター的な人材（目配り＋調整力ある人材）の配置が求められる。

(3) 中小企業の知財活動強化にあたって、特許庁が取り組むべき課題は何か？

「人材」：中小企業の知財活動を支援できる「人材の育成」と「活用の場の提供」

- ① 中小企業の事業内容を理解し（知的資産経営）、知的財産を活用する支援（開発、ブランド化、営業）ができる知財活用専門家を育成し、確保して行くことが必要である。
 - ※ 定年退職等のシルバー層は知財専門家として即戦力で活用する一方、若手の中途退職予定者等は、企業経験＋コンサル教育対象者として育成する。
- ② そうした人材を育成するための「知財活用専門家研修プログラム」を開発・実践し、広く公表することで、有為な人材な参加意識の高揚を図る。
- ③ 加えて、同プログラム履修者（知財活用専門家）が、活躍できる場の提供（環境整備）を図る。
 - ・ 人材確保のための環境整備
 - ア) 成果評価には3～5年程度は必要で、単年度事業では若手専門家の参加は難しい。
 - イ) 県単位でなく広域的な取り組みが必須

8. 地域の立場からの課題 ※本研究会の検討課題(論点)第3項

(1) 特に地域において指摘される中小企業支援人材の不足や育成を解決する手段としてどのような施策が考えられるか？

(2) 地域毎の状況の相違を、特許庁施策としてどう反映すべきか？

- ① 多様な分野の企業が集積し、知財専門家も多い東京の知財総合支援窓口の機能拡充を図り、特定テーマや金融機関との連携等、知財支援についての試行の場として活用し、そこで得られた知財支援手法を地方に展開するモデルケース実践の窓口とする。
- ② 同時に、東京の知財総合支援窓口と地方の窓口をサテライトで結び、首都圏の弁護士、弁理士及び多様な知財専門家をセカンドオピニオンとして活用し、地方の知財支援の質の向上を図り、地域格差の解消を目指す。

(3) 地域の関係機関の連携促進の課題や解決策は？

- ① 自治体管轄の支援機関は「県内」という原則がある。また、知財は、マーケティング、研究開発、産学連携、品質改善、販路開拓等といった全分野に関係するだけに、連携先や専門家が多岐にわたり、窓口として業務負荷が増大することが想定される。（※加えて、地域の中小企業支援のアドバイザーやコーディネーター人脈が、属人的に繋がってケースも少なくないと思われる。）
- ② 前掲の「目配り+調整役ある人材」の配置、また、各地域の知財総合支援窓口相互の連携強化を通じ、窓口としてのネットワーク強化を図ることが有効と思われる。
- ③ また多くの金融機関は、平成24年に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、中小企業に対して各種専門アドバイスを行う者を経営革新等支援機関（認定支援機関）となっている。経営課題と知財支援を結びつける場として、金融機関との連携強化は重要な役割を有する。

9. 総合支援窓口の組織として求められる要件

- 1) 都道府県及び地域の連携機関との信頼関係が必要
- 2) 中小企業の機密に属する技術情報や経営情報に触れる場合があることから、中小企業において安心して相談できる公平及び公益的な立場の機関であることが必要
- 3) 中小企業が安心かつ継続して相談でき、また、総合支援窓口としても経験を重ねることにより窓口担当者のスキル向上が図れるなど、継続性ある窓口であることが必要